七　平成十九年総務省告示第百六十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

1　電気通信業務用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［1～353　略］		
354	削除	
［355～407　略］		
408	削除	
［409～632　略］		
633	削除	
［634～706　略］		
707	削除	
［708～727　略］		
728	削除	
［729～829　略］		

改正前

1　［同左］

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［1～353　同左］		
354	(1)　埼玉県さいたま市岩槻区西町２－５－40　(67.40) (2)　埼玉県さいたま市見沼区染谷１－83　(48.00)	北緯35度57分12秒東経139度41分26秒の地点と北緯35度55分18秒東経139度41分12秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［355～407　同左］		
408	(1)　群馬県沼田市材木町字滝棚1173－１　(471.50) (2)　群馬県利根郡昭和村大字糸井字新南原5984－２　(613.30)	北緯36度38分40秒東経139度02分54秒の地点と北緯36度37分50秒東経139度05分40秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［409～632　同左］		
633	(1)　東京都町田市小川１－1605－16　(133.70) (2)　東京都町田市原町田６－12－20　(143.60)	北緯35度31分04秒東経139度28分23秒の地点と北緯35度32分38秒東経139度26分41秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［634～706　同左］		
707	(1)　東京都東久留米市幸町３－４－７　(104.80) (2)　東京都清瀬市中清戸２－867－２　(73.30)	北緯35度45分30秒東経139度31分19秒の地点と北緯35度45分50秒東経139度31分25秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［708～727　同左］		
728	(1)　埼玉県桶川市下日出谷402　(70.80) (2)　埼玉県比企郡川島町平沼中896－１　(54.00)	北緯35度59分33秒東経139度32分45秒の地点と北緯35度59分25秒東経139度31分17秒の地点を結ぶ直線及び北緯35度59分23秒東経139度30分59秒の地点と北緯35度59分09秒東経139度28分31秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［729～829　同左］		